

第1章 「生活産業基礎」を学ぶにあたって 第3 「生活産業」で働く人に求められること

2 専門的な知識や技術 (P.3) ① 情報活用に関する知識や技術(P.4)

今回のテーマ=「1 \_\_\_\_\_」

1 著作権とは

①自分の「2 \_\_\_\_\_」を、他人に「3 \_\_\_\_\_」

{ 「4 \_\_\_\_\_」  
「5 \_\_\_\_\_」 ( \_\_\_\_\_ )  
「6 \_\_\_\_\_」 されない権利。

②著作者に「7 \_\_\_\_\_」で著作物を 使用 複製 (コピー) 改変 してはならないということ

2 具体的には

{ 「8 \_\_\_\_\_」  
{ 「9 \_\_\_\_\_」  
「10 \_\_\_\_\_」 ( \_\_\_\_\_ )  
「11 \_\_\_\_\_」 などがあります。

3 著作物とは

「12 \_\_\_\_\_」 又は 「13 \_\_\_\_\_」を「14 \_\_\_\_\_」に \_\_\_\_\_ であって  
「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの

4 「4 \_\_\_\_\_ する」とは

{ 読む 聞く 見る 使う 遊ぶ 歌う 踊る 貸す 売る  
目的外使用—モラル (倫理) に反することは注意が必要

5 「5 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) する」とは

{ 複写機 (コピー機) でコピーする 写生・模写する 書き写す 印刷する  
録画・録音する ダビングする  
ダウンロードする プリントアウトする インストールする ダビングする

6 「6 \_\_\_\_\_ する」とは

書き換える 手を加える 削除する パロディを作る 歌詞や踊りを変える  
→ 著作者の「14 \_\_\_\_\_」・「15 \_\_\_\_\_」・「16 \_\_\_\_\_」を侵害することになります。  
このような改変は絶対にしてはいけません。

7 なんで著作権の勉強をするの？

「17 \_\_\_\_\_」の普及

DVD デジタルカメラ デジタルビデオカメラ カメラ機能付き携帯電話

複製 (コピー) が簡単 複製元と変わらない複製物を作ることができる

→ 知らず知らずのうちに「著作権の侵害」につながる可能性があります。

→ 著作者が本来受け取るべきはずの

{ 「18 \_\_\_\_\_」・「19 \_\_\_\_\_」 などが得られなくなる

著作者に新たな「20 \_\_\_\_\_」がわかなくなる

→ 著作者—人格的・経済的損失

{ 社会全体—「21 \_\_\_\_\_」の \_\_\_\_\_

8 「著作権」を理解するために

「22 \_\_\_\_\_」にたつて考えましょう。

自分の行為が「著作者」の人格や名誉・財産の侵害につながると考えられる場合には慎重に行動  
しましょう。

「23 \_\_\_\_\_」・「24 \_\_\_\_\_」してはならないだけです。

著作者の「25 \_\_\_\_\_」を \_\_\_\_\_ することが必要です。

これからも折に触れて、「著作権」に関する授業を行います。

第1章 「生活産業基礎」を学ぶにあたって 第3 「生活産業」で働く人に求められること

2 専門的な知識や技術 (P.3) ① 情報活用に関する知識や技術(P.4)

今回のテーマ= 「1 」

1. 前回の復習 前回の授業では次のようなことを学習しました。

- 1) (2 )とは—自分の著作物を他人に勝手に
- 「(3 )」
- 「(4 :コピー)」
- 「(5 )」 されない権利

- 2) 具体的には
  - 著作権者の権利
  - 著作者人格権—公表権・氏名表示権・同一性保持権
  - 著作権(財産権)—複製権・上演権・頒布権・譲渡権 等
  - 著作隣接権—実演家・レコード製作者 等の権利

2. インターネットの利用では、

- 欲しい情報を受け取ることができる=(6 )
- こちらの情報を発信することができる(7 =HPの作成)
- 掲示板等への(8 )
- (9 の )ができる
- (10 )ができる

①情報の入手・検索で注意すべきことは、

1) Web(HP)には、次のようなものが含まれている。

- (11 )—薬物・自殺・殺人 等
- (12 )
- (13 )

2) (14 )などで、警告を発しているが、肝心なのは、自分で(15 )をすること。

②HP作成上の留意点

1) 他人の「著作物」を利用する際には、著作者の(16 )が必要。

2) 安易に自分の(17 )をのせないこと。

- 著作権を侵害することによる刑事訴訟
- 名誉毀損・損害賠償による民事訴訟 につながる

③メールの送受信で注意すること ④ネット取引で注意すること

1) (18 )になる場合

- HP上・掲示板での誹謗・中傷 → 名誉毀損
- HPの改ざん → 不正アクセス
- ネット取引での模造売買(詐欺) → 詐欺罪

2) (19 )になる場合 ※情報倫理 P.16・17 参照のこと

- デマ情報を流す
- 他人を誹謗・中傷 → 名誉毀損・営業妨害
- 他人の「著作物」の無断使用 → 著作権の侵害
- 他人の写真や名前の無断使用 → 肖像権・プライバシーの権利の侵害
- 他人の個人情報を流出させてしまう
- 有名人の名前や写真の無断使用・掲載 → 肖像権・パブリシティ権の侵害

情報教室で授業を受ける場合 (来年は家庭情報処理が該当します)

パソコンを起動する際に、ログインする必要があります。

自分の「ユーザーID」・「パスワード」は、卒業するまで使うので、大切にしてください。

学校のメールソフトで、メールの送受信をする場合

配付したフロッピーディスクが必要です。そのパスワード等も大切にしてください。

今日配った 「ユーザーID」・「パスワード」・フロッピーディスクを厳重に管理してください。

自分の 「ユーザーID」・「パスワード」は絶対に人に教えないように。

他人に (20 )ように